

施設長	園長	所長	記録者
			

社会福祉法人駿河会 地域密着型サービス運営推進会議【薬科】

日時 令和5年 6月16日 13:30~14:00

会場 ラポーレ駿河相談室

出席者

施設長	玉田直文	地域代表	森朝世	こだま	小林由季
園長	川崎誠之	地域代表	田中博子	嘉響	加藤真子
所長	村田雄二	地域包括	稲葉紀和		

事務局

本日はお時間をいただきましてありがとうございます。

では、早速ですが駿河会の地域密着型サービス運営推進会議を始めたいと思います。

はじめの挨拶

玉田施設長

梅雨の合間で暑い日が続いていますが、お越しいただいてありがとうございます。
新型コロナウイルスが5類に移行したこともあり、以前のような日常が戻りつつあります。昨年は過渡期でいろいろと対応が変化する年でしたが、1年の振り返りをさせていただく中で、良かったところ悪かったところがあると思いますが、忌憚のないご意見を頂ければと思います。

事務局

本日の議題は令和5年度からの変更点についてと、令和4年度の実績報告と地域の取組について、嘉響・こだま双方の担当者より報告させていただきます。

まず初めに、令和5年度より、変更があった点についてご報告させていただきます。

●令和5年度より変更があった点について

- ・嘉響 管理者の交代
- ・嘉響、こだま共に運営規定の変更（ハラスメント、感染症BCP、災害BCP）
- ・新型コロナウイルス5類感染症へ移行後の対応について

●添付資料

※こだま・嘉響報告原稿

以上、通所事業所共通の近状についてご報告させていただきました。

それでは、ここからは こだま、嘉響の順で、各担当者から報告させていただきます。

こだま（小林） 添付書類参照

嘉響（加藤） 添付書類参照

- 事務局 以上、こだま、嘉響における令和4年度実績の報告と地域の実情についてでした。各担当者は、もっとお話ししたい事があると思います。森さん、田中さん「こんなことを聞いてみたい」というような事はありますか？
- 田中委員 報告を聞いて、皆さん自信をもってやっているようで良かったと思います。デイサービスに関わらず、利用者さんにとっては自分に関心をもって話をできることが一番うれしいことだと思います。
- 森委員 私の住んでいる地域では、山間部の為人が減ってきています。特に一人暮らしの高齢の方については普段の見守り等、課題に思うことがたくさんあります。サービスを使うときは良いのですが、使っていないときにどう地域でそういった方を支えて行けばよいのか不安に感じています。
- 包括 稲葉氏 山間地にお住いの方で見守りが必要な方には地域の方が見に行くような仕組みがありますが、毎日ではないので、常に見守りを行うことは困難となっているかと思います。
- 森委員 山間地にすんでいる高齢独居の方に対して、地域としてどう接していく方が良いのか悩ましいところです。
- 村田所長 新型コロナウイルスが蔓延した際は利用者のサービス利用控えが起こり、心身機能の低下がみられることがありました。これから以前のような生活が戻り、デイサービス等のサービスを継続して使うことで心身機能の維持が図れるようになるのは良いことだと思います。
- 終わりの挨拶
川崎園長 皆様貴重なご意見をありがとうございました。嘉響開所当初は利用者の集いの場としての成り立ちが強かったですが、昨今は介護の支援の場として定着してきたように思います。先ほど森委員より頂いた地域課題についても、社会福祉法人として何かお役に立てることはないかを模索し、解決できる取り組みが作れるかどうか検討してみたいと思います。本日はどうもありがとうございました。
- 事務局 皆さま、様々なご意見ありがとうございました。これで会議を終了とさせていただきます。次回開催時は準備ができ次第ご連絡差し上げるように致します。本日はありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について

1. 現状

- 基本的感染対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく基本的対処方針の中で、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の実施を、これまで個人や事業者に求めてきている。
- また、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、基本的対処方針等も踏まえ、これまでも個人に対する対策の見直しや、各業界において、業種別ガイドラインの策定・見直しがなされている。
- 業種別ガイドラインについては、合理的な内容に見直せるよう、内閣官房より、見直しのためのポイントを各業界に対して提示・周知している状況。これに基づき、現在は、各業界において、入場時の検温やパーティションの設置等の対応を行っている。

(参考) 業種別ガイドラインの見直しのためのポイント ※直近は、第7版(令和5年3月13日)

- (1) 感染リスクの評価
- (2) 基本的な感染対策(飛沫感染対策、エアロゾル感染対策、接触感染対策)
- (3) 場面ごとの感染対策の留意点
- (4) 従業員等の行動管理に関する扱い等の情報

【ポイントの記載(一例)】

- ・設備や物品等につき、業態を踏まえた適度の消毒を求める【共用部の消毒】
- ・ハンドドライヤーは、使用できる【共有部のトイレ】
- ・取り分け用のトング等を共有する場合、利用者は使用前に手指消毒を行う(使い捨て手袋の着用は求めない)【ビュッフェスタイルでの飲食物提供時】

2. 今後の方針

- 今般の感染症法上の位置付けの変更により、新型コロナの感染対策は5月8日から、
 - ・現在の「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、
 - ・今後は「個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの」

に大きく変わる。

- 基本的対処方針や業種別ガイドラインは廃止となることから、日常における基本的感染対策について、以下の観点を踏まえた対応に転換する。

① マスク着用の取扱いと同様、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とする。

② 政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組む。政府は、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行う。

<基本的感染対策に関する変更方針(ポイント)>

	現在	今後(5月8日以降)
新型コロナの感染対策の考え方	・法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み	・個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの
政府の対応と根拠	・新型インフル特措法に基づく基本的対処方針による求め ※「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等	・(基本的対処方針は廃止) ・感染症法に基づく情報提供 ※専門家の提言等も踏まえ、個人や事業者の判断に資するような情報の提供
事業者に関する取組	・事業者による業種別ガイドラインの作成 ・政府による「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」の提示・周知	・(業種別ガイドラインは廃止) ※業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げない ・事業者の判断、自主的な取組

3. 実施に当たっての考え方①

- 基本的感染対策について、今後は、政府として一律に対応を求めることはせず、政府は以下の内容を情報提供し、個人や事業者が自主的に判断して実施する。

(1) 基本的感染対策の見直し

政府は、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き、手洗い等の手指衛生や換気が有効であることなど、以下の内容を示していく。その際には、専門家の提言（厚生労働省アドバイザリーボードに示された「感染防止の5つの基本」など）や、その時点までに得られた知見も紹介し、参考にしていただく。

基本的感染対策	今後の考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。 一定の場合にはマスク着用を推奨（2/10政府対策本部決定参照）
手洗い等の手指衛生 換気	政府として一律に求めることはしないが、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効
「三つの密」の回避 人と人との距離の確保	政府として一律に求めることはしないが、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）

(2) 個人や事業者が実施する場合の考え方

- (1) の見直しを踏まえ、個人や事業者における基本的感染対策の実施に当たっては、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮して、改めて感染対策を検討する。

<考慮に当たっての観点>

- ・ウイルスの感染経路等を踏まえた期待される対策（※）の有効性
※飛沫感染対策か、エアロゾル感染対策か、接触感染対策かなど
- ・実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果
- ・人付き合い・コミュニケーションとの兼ね合い
- ・他の感染対策との重複・代替可能性 など

3

3. 実施に当たっての考え方②

- 事業者においては、以下の対策の効果や考え方等を踏まえ、各事業者で実施の要否を判断する。政府としては、一律に対応を求めることはせず、各事業者の判断に資する以下のものを示していく。

<現在行われている対応（例）と今後の考え方等>

対応（例）	対策の効果など	今後の考え方
入場時の検温	発熱者の把握や、健康管理意識の向上に資する可能性	政府として一律に求めることはしない
入口での消毒液の設置	手指の消毒・除菌に効果 希望する者に対し手指消毒の機会の提供	対策の効果（左欄参照）、機器設置や維持経費など実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果、換気など他の感染対策との重複・代替可能性などを勘案し、事業者において実施の要否を判断
アクリル板、ビニールシートなどパーティション（仕切り）の設置	飛沫を物理的に遮断するものとして有効 エアロゾルについては、パーティションでは十分な遮断はできず、まずは換気の徹底が重要	

※感染症法上の位置づけの変更により、業種別ガイドラインは廃止されるが、業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げない。

※特に感染対策が求められる医療機関や高齢者施設等については、院内・施設内等の感染対策に関して、引き続き国から提示・周知していく。

- なお、感染が急拡大している時期や、医療機関・高齢者施設など重症化リスクの高い方が多い場面など、時期や場面によっては、これまでの取組を参考に感染対策を強化していくことが考えられる。

4

デイサービスセンターこだま令和 4 年度実績報告

地域密着推進会議

令和 5 年 6 月 16 日

★近況報告

令和 4 年度始めには、こだま職員や職員家族に新型コロナ陽性者が確認され、自宅療養等で職員数が減ることがありました。12 月には、利用者様よりコロナ陽性者が確認され、同日に利用されていた方には利用自粛を依頼し、職員は、出勤前に抗原検査を実施し、営業を継続してきました。

また、特養で蔓延した際には、1 ヶ月ほどの間、こだま職員 2 名が応援に行き残された職員と他部署の援助があり、営業を継続する事もありました。

職員数が少ない時期もありましたが、この一年、感染対策を行いながら、駿河会のチームワークで乗り切ることが出来ました。

今年度は、職員 5 名の内 2 名が変わり、新体制でスタートしています。新たな職員は、ケアマネの経験者です。ケアマネの視点からの支援ができるのではないかと、期待しています。職員の平均年齢は 61 歳、利用者の平均年齢 86 歳です。ちょうど、親子のような年齢の為、利用者様は子供のような存在で、ご家族様には、介助者として寄り添えるのではないかと思います。

★稼働状況

	令和 4 年度	令和 3 年度
延べ利用者数	1959 名	1901 名
1 日平均利用者数	6.36 名	6.19 名
稼働率	53%	52%
年間収入	2502 万円	2420 万円
新規利用者数	11 名(外部 4 名)	15 名(外部 6 名)
終結者数	15 名	17 名

・年間収入

補助金を除いて 76 万円増になりました。前年度の年間収入を維持することが出来ました。

・新規終結者

令和 4 年度は、前年度と同様に新規利用者数よりも、終結者数が上回っています。

令和 3 年度は、登録者数が 24 名いましたが、令和 4 年度終わりの時点で 17 名程に減少しています。

・最近の傾向

利用から終結までの期間が短い方が多くみられ、長い期間利用されている方が減少しています。

こだま利用者の入れ替わりが速くなっているので、今後は、新規利用者を多く獲得できるように、こだま職員の体制づくりと、外部への営業なども行っていきたいと思っています。

前年度、職員の気づきを出し合い、自分たちの援助方法を再確認する事ができ、利用者に対する援助方法の幅も広がりました。

今年度は、こだま内での援助だけではなく、家族にも伝え、安心して在宅生活を送る事ができる様、在宅生活での困りごとを把握し、助言や援助をしていきたいと思っています。

★地域に向けた活動

清沢まつり、大川収穫祭

お祭り自体は、縮小して実施された為、参加はしませんでした。

地域清掃

利用者の状態変化やコロナ禍という事もあり実施できませんでした。しかし、先月より再開しています。

1. 令和4年度の実績

【目標】 1日平均：9.8名

実利用者数：50名

年間収入：2545万

【実績】 1日平均：10.25名

実利用者数：48名

年間収入：2994万円

R4年度は、例年に比べると居宅介護支援事業所からの紹介が多く、全体的に少しずつ介護度は上がっています。R3年度はまだコロナに対して敏感であり、集団感染の恐れからデイを休む方が多く見られましたが、R4年度は、昨年末には晁の園の集団感染がありましたが、嘉響には大きな影響や混乱なく、利用者様にも安心して通っていただける事が出来ました。それは、自主的なワクチン接種、飛沫防止パネルの設置やマスク着用のお願い、手指消毒等、利用者様のご協力をはじめ、職員全員の熱心な呼びかけのおかげだと思います。

また、ご家族やケアマネジャーと連携を取り、利用者様の状態に合わせて、早い段階でデイサービスセンターこだまへの移行、体験利用時のこだま提案をする等、職員で利用者様についての会議をして、ご本人にあったサービスを受けていただけるように運ぶことができたと思います。

2022年 品質目標

嘉響「嘉響の色を届けよう～やりたいことができるデイサービスを共に作る～」

1.他事業所のリサーチ、活動を取り入れていくことで、さらなる活動の幅を広げる定期的なブログ更新と広報誌の発行

→利用者様のやりたいこと、したいことを聞き取り、活動で実践する中で、マンネリ化しつつあったレクリエーションを、SNSやレクリレーション本をもとに、「楽しく頭や体を動かす」をキーワードに利用者様発信のアイデアやルールを取り入れながら一緒に活動を作ってきました。「S型デイサービスではこんなゲームをしていたよ！嘉響でもやってみようよ！」「この前、テレビにこんな体操をやって、ボケ防止になるんだって！」という声を頂き、みんなでやってみる事で「今日は嘉響でいいことを教えてもらった、家族にも教えてあげよう！」と自宅での話の種になることもあります。

コロナ禍でケアマネジャーの訪問が減り、嘉響での活動が見えにくくなっている現状がありましたが、話題の広場で話題になった話やレクリレーションで盛り上がった話、機能訓練の成果が出ている事など、利用者様と一緒に作り上げた活動が「嘉響の色」として、外へ届くように、広報誌に載せ、配布することで嘉響がどのような活動をしているのかを嘉響の活動が見えるように工夫し、発信してきました。また、初めての居宅介護支援事業所とのつながりができたのもとても大きな一歩だと思います。

利用者様のやりたいことを実現できるのが嘉響であり、その喜びが響く場所でもあると思います。2023 年度は更に時代に合ったデイサービスの在り方を模索し、時代が変わっても嘉響の魅力は失わないように職員一団となって頑張っていきたいと思います。